

令和 6 年 度

木津川市決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

木津川市監査委員

目 次

令和6年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書

第1	基準に準拠している旨.....	1
第2	審査の対象.....	1
第3	審査の期日.....	1
第4	審査の方法.....	1
第5	審査の結果.....	1
1	健全化判断比率.....	2
(1)	実質赤字比率.....	2
(2)	連結実質赤字比率.....	3
(3)	実質公債費比率.....	4
(4)	将来負担比率.....	6
2	令和5年度決算数値における他の都市との比較.....	7
3	審査意見.....	8

令和6年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書

第1	基準に準拠している旨.....	9
第2	審査の対象.....	9
第3	審査の期日.....	9
第4	審査の方法.....	9
第5	審査の結果.....	9
1	資金不足比率.....	10
(1)	水道事業会計.....	10
(2)	公共下水道事業会計.....	10
2	審査意見.....	11
(参考)	算定対象会計.....	12

令和6年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書

第1 基準に準拠している旨

本審査は、木津川市監査基準に準拠して執行した。

第2 審査の対象

令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「令和6年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第3 審査の期日

令和7年7月14日から令和7年8月4日まで

第4 審査の方法

審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に作成されているかどうかを主眼に置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施した。

第5 審査の結果

審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率は、関係法令に基づいて算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。

（注） 1 数値は、地方財政状況調査等に基づき作成されたものであり、各会計決算額等と一致しない場合がある。

1 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)

区 分	令和6年度	早期健全化基準	令和5年度
実 質 赤 字 比 率	—	1 2 . 5 2	—
連結実質赤字比率	—	1 7 . 5 2	—
実質公債費比率 (3か年平均)	9 . 9	2 5 . 0	9 . 8
将 来 負 担 比 率	—	3 5 0 . 0	—

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は負の値となり「－」で表示される。また、将来負担額(将来負担額に対し充当可能財源等が超過)がない場合は、「将来負担比率（％）」は「－」で表示される。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の令和6年度決算における実質収支額は、5億5,895万9千円の黒字となっており、比率は負の値となり「－」で表示される。

(単位：千円・％)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \Delta 558,959}{\text{標準財政規模} \quad 19,574,243}$$

会 計 名			実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計		5 5 6 , 2 5 9
	一般会計等に 属する特別会計	旧木津町準財産区特別会計	2 , 6 9 0
		—	—
小 計			5 5 8 , 9 5 9
標 準 財 政 規 模			1 9 , 5 7 4 , 2 4 3
実質赤字比率（％）			△ 2 . 8 5

(2) 連結実質赤字比率

公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

本市の令和6年度決算における連結実質収支額は、37億3,420万3千円の黒字となっており、比率は負の値となり「－」で表示される。

(単位：千円・%)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \Delta 3,734,203}{\text{標準財政規模} \quad 19,574,243}$$

会 計 名			実質収支額
別会計以外の会計 公営企業に係る特	一般会計等以外の 特別会計のうち	国民健康保険特別会計	151,680
		介護保険特別会計	5,158
		後期高齢者医療特別会計	17,838

会 計 名			資金不足・剰余額
企業 法適用	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,734,570
		公共下水道事業会計	265,998
	宅地造成事業	—	—

会 計 名			資金不足・剰余額
企業 法非適用	宅地造成事業以外	—	—
	宅地造成事業	—	—

合 計	3,734,203
標準財政規模	19,574,243
連結実質赤字比率 (%)	△19.07

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合（令和4年度から令和6年度の3か年平均）で表したものである。

本市の令和6年度決算における実質公債費比率は9.9%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、当該数値を下回っているが、前年度と比べ、0.1ポイント悪化した。また、単年度については10.1%となり、前年度より0.2ポイント悪化した。

実質公債費比率の単年度比率では、標準税収入額等の増加に伴い、標準財政規模が大きくなったことや、実質的な公債費負担の減少といった改善要素があったものの、充当特定財源の減少、比率算定上の控除財源となる元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が減少したことにより悪化した。また、3か年平均においても、前年度の算出対象であった令和3年度の単年度実質公債費比率（9.9%）に比して令和6年度の単年度比率（10.1%）が上がったことで悪化した。

（主な改善要因）

- ① 普通交付税や標準税収入額等の増加による標準財政規模の増加
- ② 地方債償還額の減少
- ③ 一部事務組合負担等見込額の減少

（主な悪化要因）

- ① 充当特定財源の減少
- ② 普通交付税基準財政需要額算入公債費の減少
- ③ 公営企業債等への繰出見込額の増加

(単位：千円)

	地方債の 元利償還金	+	準元利償還金	—	特定財源	+	元利償還金・準元利 償還金に係る基準財 政需要額算入額
令和4年度	(3,278,547	+	1,193,932)	—	(487,226	+	2,345,534)
令和5年度	(3,275,527	+	1,179,488)	—	(503,935	+	2,275,521)
令和6年度	(3,237,738	+	1,195,052)	—	(456,934	+	2,228,004)

	標準財政規模(うち臨時財政対策債発行可能額)	—	元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額
令和4年度	19,111,581 (398,208)	—	2,345,534
令和5年度	19,229,863 (163,574)	—	2,276,521
令和6年度	19,574,243 (79,301)	—	2,228,004

実質公債費比率	令和4年度	9.78000
= (単年度)	令和5年度	9.87746
	令和6年度	10.07626

実質公債費比率 (単位：%)

(3か年平均)

9.9

(4) 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など将来負担すべき実質的な負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の令和6年度決算における将来負担比率は△5.9%で、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから、比率が負の値となり「－」で表示される。なお、前年度（△3.7%）と比べ、2.2ポイント改善している。

将来負担比率については、令和6年度の市債元金償還額が市債の新規発行額を上回ったことで地方債の現在高が減少したこと、関公費立替金等の定期償還の進行により債務負担行為に基づく支出予定額が減少したこと、さらに標準税収入額等が増加したこと等により標準財政規模が増加したことによって、比率が改善した。

(主な改善要因)

- ① 地方債現在高の減少
- ② 関公費立替金等の定期償還の進行による債務負担行為に基づく支出予定額の減少
- ③ 標準税収入額等の増加による標準財政規模の増加
- ④ 一部事務組合負担見込額の減小

(主な悪化要因)

- ① 公債費への充当可能基金の減少
- ② 普通交付税基準財政需要額算入見込額の減少
- ③ 公営企業債等繰入見込額の増加

(単位：千円)

地方債現在高 (普通会計が 実質的に負担 するもの)	+	債務負担行為 (五省協定や 依頼土地の買 戻しに係るも の等) に基づ く支出予定額	+	退職手当支給 予定額のうち 普通会計の負 担見込額	+	公営企業債の繰 入見込額や一部 事務組合の起債 償還に係る普通 会計の負担見込 額等	+	連結実質 赤字額	－	充当可能基金額、 地方債現在高等 に係る交付税算 入見込額等
27,355,765	+	1,151,611	+	3,201,774	+	7,978,225	+	0	－	40,722,161

標準財政規模（うち臨時財政対策債発行可能額）	－	元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額
19,574,243（	79,301）	－ 2,228,004

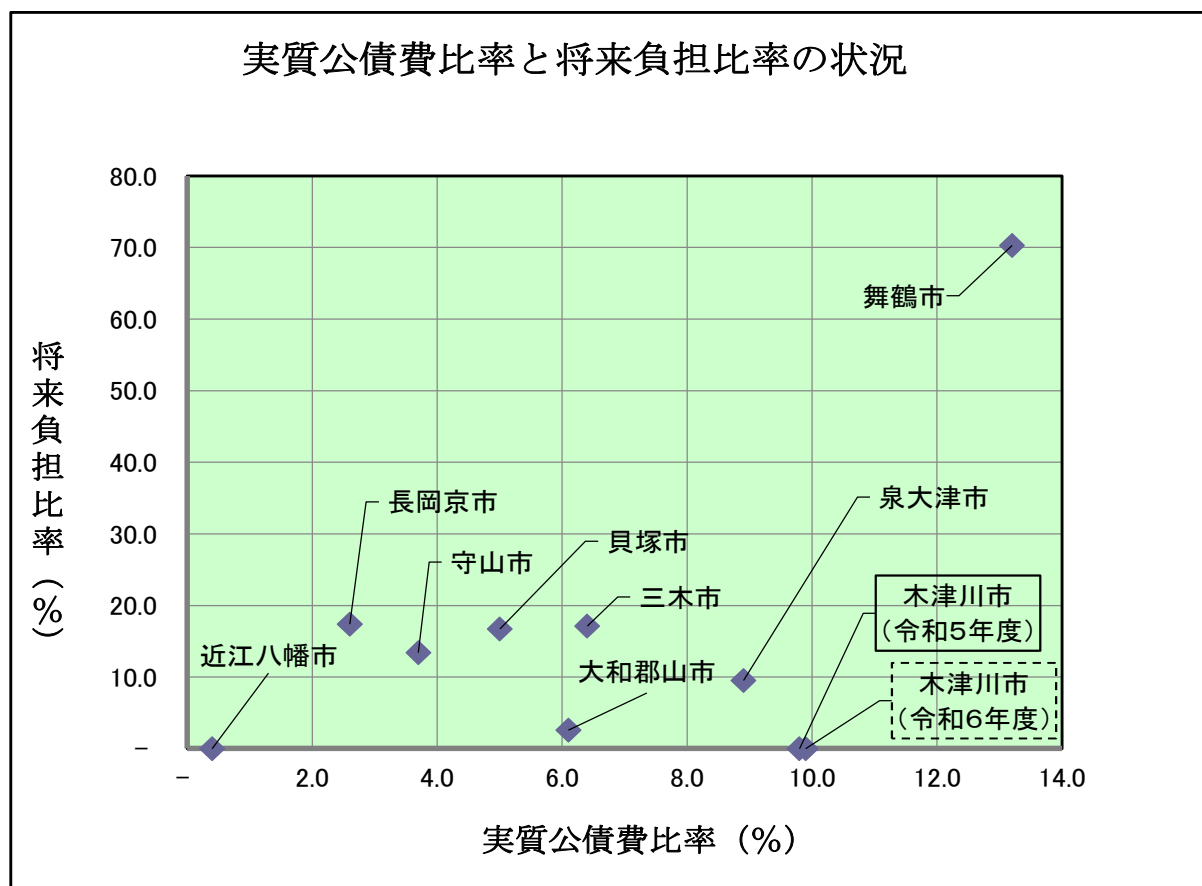
(単位：%)

= 将来負担比率

△5.9

2 令和5年度決算数値における他の都市との比較

4指標のうち実質公債費比率と将来負担比率について、近畿地方における人口及び標準財政規模が近似する他の都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



府県	市	人口	標準財政規模 (千円)	実質赤字比率 (%)	連結実質赤字比率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)	備考
京 都 府	木津川市	79,339	19,574,243	—	—	9.9	—	令和6年度データ
大阪府	泉大津市	73,145	17,880,885	—	—	8.9	9.5	令和5年度データ
京都府	長岡京市	82,308	18,605,978	—	—	2.6	17.4	令和5年度データ
滋賀県	守山市	85,856	19,007,150	—	—	3.7	13.4	令和5年度データ
大阪府	貝塚市	82,500	19,345,298	—	—	5.0	16.7	令和5年度データ
京 都 府	木津川市	79,828	19,229,863	—	—	9.8	—	令和5年度データ
兵庫県	三木市	74,028	19,648,403	—	—	6.4	17.1	令和5年度データ
滋賀県	近江八幡市	81,875	19,761,515	—	—	0.4	—	令和5年度データ
奈良県	大和郡山市	83,255	20,439,702	—	—	6.1	2.6	令和5年度データ
京都府	舞鶴市	76,732	20,198,262	—	—	13.2	70.3	令和5年度データ

※令和6年度木津川市データにおける人口は、令和6年12月末日木津川市人口による。

※木津川市を含む令和5年度データについては、総務省の令和5年度市町村別決算状況調による。

3 審査意見

令和6年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率が前年度と比べ悪化したものの、将来負担比率は前年度に引き続き改善された。また、一般会計や連結対象となる各会計に赤字が発生していないことから、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに算定されない結果となった。

4つの指標とも早期健全化基準を下回っており、適正な水準で推移しているといえる。

しかしながら、実質公債費比率については、相楽中部消防組合消防本部の移転改築整備事業に係る負担金の増加や利率の上昇などから今後も悪化することは避けられない状況にある。さらに、小学校体育館空調設備の整備や学校施設等長寿命化計画に基づく小・中学校等の教育環境整備、社会教育施設や保育施設等の公共施設の老朽化・適正化対策の推進などに多額の財源が必要であることに加え、物価高騰や働き方改革の推進など、社会の変化に対応しなければならない。特に近年では、給与改定や会計年度任用職員の処遇改善による人件費の増加や物価高騰による経費の増加、社会保障経費の増加などにより経常収支比率が悪化しており、引き続き厳しい状況が続くことが見込まれる。

このような状況を考えると、4つの指標とも早期健全化基準を下回っているとはいえ楽観できる状況ではない。安定した行政運営を持続させるためにも、将来を見据えた計画的な公共施設マネジメントの推進、大規模事業の選択と平準化を図るとともに、引き続き特定財源の確保と交付税参入のある有利な地方債制度を有効活用することで、公債費負担の抑制を図ることに加え、限られた経営資源を最大限に活用されたい。

令和6年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書

第1 基準に準拠している旨

本審査は、木津川市監査基準に準拠して執行した。

第2 審査の対象

令和6年度木津川市水道事業会計及び公共下水道事業会計（以下「令和6年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条で定める資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第3 審査の期日

令和7年7月14日から令和7年8月4日まで

第4 審査の方法

審査に付された令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に作成されているかどうかを主眼に置き、関係職員の説明を聴取し、審査をした。

第5 審査の結果

審査に付された令和6年度決算に基づく資金不足比率は、関係法令に基づいて算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。

(注) 1 数値は、地方財政状況調査等に基づき作成されたものであり、各会計決算額等と一致しない場合がある。

1 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)

	会 計 名	令和 6 年度	経営健全化基準	令和 5 年度
法適用	水 道 事 業 会 計	—	20.0	—
	公 共 下 水 道 事 業 会 計	—		—

※資金不足額がない場合は、「資金不足比率（％）」は「—」で表示される。

(1) 水道事業会計

令和6年度決算においては、資金不足額がないため「—」で表示される。

(単位：千円)

資金の不足額 ※資金余剰の場合は、負の値となる。
△2,734,570

事業の規模
1,209,148

(単位：％)

= 資金不足比率

—

(2) 公共下水道事業会計

令和6年度決算においては、資金不足額がないため「—」で表示される。

(単位：千円)

資金の不足額 ※資金余剰の場合は、負の値となる。
△265,998

事業の規模
1,077,030

(単位：％)

= 資金不足比率

—

2 審査意見

水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

水道事業会計は、令和元年度以降は業務改善の実施等により財政調整基金に頼らず黒字経営を続けているが、令和6年度では当年度純利益が生じていても、経常収支の状況においては経常損失となる厳しい経営状況となった。

公営企業は、必要な経費を自身の料金収入によって賄わなければならない独立採算の原則がある。

水道事業の健全性と安定性を追求し、有収水量率の向上とさらなるコスト削減に取り組み、事業目的である安全で安心な水を安定供給できるように、今後も引き続き経営基盤の強化に努められたい。

公共下水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

令和5年2月分からの下水道使用料の引き上げにより、使用料単価は上がっているが、物価高騰や人件費上昇等による費用増加のため、令和6年度の利益率は悪化した。公共下水道事業会計は、多額の企業債借入や一般会計からの繰入金に依存する財務体質となっており、今後も厳しい経営状況が続くと考えられる。

公営企業は、必要な経費を自身の料金収入によって賄わなければならない独立採算の原則がある。

公共用水域の水質保全を図る本来の事業目的を達成しつつ、事業の効率性と合理性を追求し、より一層の経費削減や収入確保に取り組み経営基盤の確立に努められたい。

また、今後は、施設の老朽化により更なる投資が課題となるため、ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化や投資の平準化を図り、安定的に事業を継続できるよう努められたい。

(参考) 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率対象会計等一覧表

連 結 対 象 な ど		市関連会計等名		対 象 となる 範 囲	
一般会計 特別会計	普通会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率
		旧木津町準財産区特別会計			
公営事業会計		国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計			
公営企業会計	法適	水道事業会計		実質公債比率	資金不足比率
		公共下水道事業会計			
一部事務 組合・ 広域連合	法適 企業 公営	山城病院組合(病院) 山城病院組合(老健) 相楽中部消防組合 相楽郡広域事務組合 木津川市精華町環境施設組合 市町村職員退職手当組合 議会議員公務災害補償等組合 自治会館管理組合 住宅新築資金等貸付事業管理組合 後期高齢者医療広域連合 京都地方税機構			※1
地方独立行政法人		【該当法人無し】			
地方道路公社		【該当公社無し】			
土地開発公社		学研都市京都土地開発公社			
第3セクター等	設立 法人	木津川市公園都市緑化協会 木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団			出資団体について(※2)
	出資 法人	京都府農業信用基金協会 京都府農業会議 京都信用保証協会 木津川市ボランティア基金 京都府暴力追放運動推進センター 大阪湾広域臨海環境整備センター (株)新都市ライフホールディングス 地方公共団体金融機構			
財産区		加茂笠置組合(一部事務組合) 旧北村旧兎並村旧里村財産区特別会計 旧加茂町財産区特別会計 旧瓶原村財産区特別会計 旧当尾村財産区特別会計			財産区について(※3)

※1 山城病院組合の資金不足比率は、山城病院組合により公表(市の資金不足比率対象外)。

※2 出資団体が所有する債務を保証する契約が無い場合、将来負担比率の対象外。

※3 財産区は別の法人格を持つ団体であり、健全化判断比率の対象外。